明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（**財務**六三）　一
○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四九）　二
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**六）　三
〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一七八）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四九〇～一四九五）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**一四九六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四九七～一五〇四）　五
○地すべり防止区域を指定する件（**国土交通**一二〇一）　五
○水先人に免許を与えた件（**同**一二〇二）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**一六三）　五
○道路に関する件（**関東地方整備局**二四一～二四五）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一六、一一七）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二三）　六
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　公安調査庁　最高裁判所　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、無縁墳墓等改葬関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　三〇

省令

○財務省令第六十三号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認方法） **第八条**　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか ［イ～ワ　略］ カ　当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者	（本人確認方法） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ワ　同上］ カ　当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者等の氏名、住所